



第2次

芦屋町人権教育・啓発基本計画

～お互いが尊重される^{まち}地域づくり～

概要版



令和5年3月
芦屋町

はじめに

人権は、人が人として尊重され、自由に幸福に生活していくために誰もが生まれながらに持っている固有の権利で、日本国憲法では侵すことのできない永久の権利として保障されています。

芦屋町では、人権教育・啓発推進法に基づき、平成25(2013)年3月に「芦屋町人権教育・啓発基本計画」(以下「前計画」)を策定し、人権が尊重され差別のない明るい社会「お互いが尊重される地域づくり」を推進してきました。

しかし、依然として家庭・学校・地域社会・職場など、社会生活のさまざまな場面において、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別その他の人権侵害が存在しています。

この度、前計画の期間が終了するため、前計画の取り組みと近年の人権を取り巻く環境の変化を踏まえ、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会を実現するため、「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」(計画期間:令和5(2023)~令和14(2032)年度)を策定することとしました。



前計画策定後の人権をめぐる動き

新たな人権問題の発生

- 子どもの貧困問題やヤングケアラー問題
- インターネット、SNSによる差別、誹謗中傷
- 性的少数者(LGBTなど)などに対する偏見と差別
- 職場などにおけるハラスメント
- 外国人に対するヘイトスピーチ
- 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、誹謗中傷やいじめなど



国・県の動き

平成28年 (2016)	いわゆる人権関連3法(部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法)の施行
平成29年 (2017)	「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の施行
平成30年 (2018)	性の多様性に関する無理解や偏見、インターネット上の人権侵害などに対応した「福岡県人権教育・啓発基本指針」の改定
平成31年 (2019)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の施行 「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の施行

「SDGsと人権」

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までの国際目標(SDGs)の内容はどれも「人が生きること」と関連していて、その前文には「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。



計画の位置づけ

この計画は、人権教育・啓発推進法に基づく、芦屋町の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、人権教育・啓発の現状・課題を踏まえた、今後取り組むべき基本的な方向性を示すものです。

計画のスローガンと基本理念

第6次芦屋町総合振興計画では、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を目指し、施策大綱の一つに「心豊かな人が育つまち」を掲げ、住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃を目指し、人権が尊重される社会の実現を図ることとしています。

これを踏まえ、この計画では前計画のスローガン「お互いが尊重される地域^{まち}づくり」を引き継ぎ、下記の三つの社会を実現することを基本理念とします。

① 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている固有のものであり、人間が人間らしく生きていく基本的な権利です。個人の尊厳が尊重され、誰からも差別や偏見、暴力などを受けず、安全に安心して生きていける社会の実現を目指します。



② 一人ひとりが個性や能力を十分に発揮する機会を保障される社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、国籍、障がいの有無、社会的身分、門地、人種、信条などによって不当に差別されてはなりません。誰もが、一人ひとりの個性や能力、可能性を十分に発揮する機会を保障され、希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指します。



③ 違いを認め合い、多様性が尊重される社会

社会は、個性や価値観など多様性のあるさまざまな人々で成り立っています。一人ひとりの違いを認め合い、多様性を尊重し、ともに支え合う社会の実現を目指します。

施策分野と施策の基本的な方向性

① 人権全般に関する基本的施策の推進

施策分野

施策の基本的な方向性

① 人権意識の高揚を図るための施策

- ① 就学前教育における人権教育の推進
- ② 学校教育における人権教育の推進
- ③ 町民を対象とした人権教育・啓発の推進
- ④ 町民の主体的な人権学習・啓発活動の促進
- ⑤ 人権啓発行事の継続的開催
- ⑥ 企業などに対する人権啓発と人権研修の支援
- ⑦ 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

② 人権擁護に資する施策

- ① 人権問題に対する相談・支援体制の充実
- ② 人権救済・保護にかかる連携体制の構築

② 分野別人権施策の推進

施策分野

施策の基本的な方向性

① 高齢者に関する問題

- ① 安心・安全な暮らしを支えるサービスの推進
- ② 生きがい活動と社会参加の促進
- ③ 健康づくりと介護予防の促進
- ④ 地域における支えあいの促進と見守り体制の充実
- ⑤ 認知症に対する施策の推進

② 子どもに関する問題

- ① 子どもの権利に関する意識の啓発
- ② 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり
- ③ 子どもを虐待から守るための対策の推進
- ④ いじめ・不登校・非行などの対策の推進
- ⑤ きめ細かな支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援

③ 障がい者に関する問題

- ① 障がい者に関する正しい理解の促進
- ② 障がい者差別の解消と権利擁護の推進
- ③ 障がい者の自立と社会参加の促進
- ④ 生活環境におけるバリアフリー化の推進

④ 女性に関する問題

- ① 男女共同参画の意識づくり
- ② 男女がともに活躍できる社会環境づくり
- ③ 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

⑤ 同和問題

- ① 学校教育における同和問題に対する教育の推進
- ② 社会教育における同和問題に対する教育の推進
- ③ 同和問題啓発の推進
- ④ 相談支援体制の充実

⑥ 外国人に関する問題

- ① 多文化共生・国際交流に関する事業の推進
- ② 情報の提供と相談支援の充実
- ③ 国際理解の推進

⑦ インターネットによる人権侵害

- ① 学校教育における教育活動の推進
- ② 啓発活動の推進
- ③ 安全なインターネット環境の普及促進

⑧ 性的少数者に関する問題

- ① 啓発活動の推進
- ② 学校における教育活動の推進

⑨ さまざまな人権問題

- ① 刑を終えて出所した人
- ② ホームレスの人たち
- ③ 犯罪被害者
- ④ HIVやハンセン病などの患者・回復者
- ⑤ その他の感染症患者など
- ⑥ 個人情報の保護

このパンフレットに
関するお問い合わせは、

芦屋町教育委員会 生涯学習課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
TEL (093)223-3546 FAX (093)223-3885

